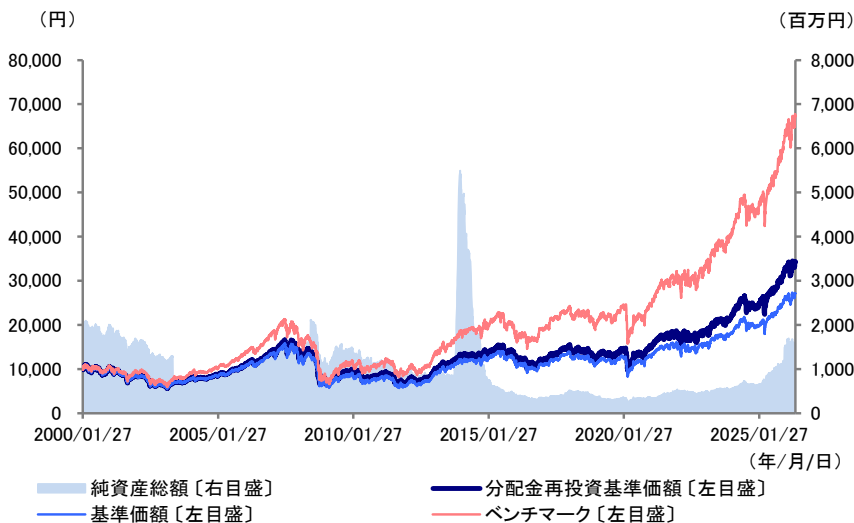


明治安田欧州株式ファンド
《愛称》ファザン
追加型投信／海外／株式作成基準日：2026年 5月29日
資料作成日：2026年 6月15日

【日本経済新聞掲載名】ファザン

基準価額・純資産総額の推移



- ※ ベンチマークはMSCIヨーロッパ・インデックス(配当込み、円換算ベース)です。
- ※ ベンチマークは設定日前日を10,000として指数化しています。
- ※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

| | |
|-------|--------------------------|
| 設定日 | 2000年1月28日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 決算日 | 毎年1月20日 (休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照 |

基準価額・純資産総額

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 27,053円 |
| 前月末比 | 738円 |
| 純資産総額 | 1,572百万円 |

分配金実績

| | | |
|-------|---------|--------|
| 第22期 | 2022/01 | 220円 |
| 第23期 | 2023/01 | 250円 |
| 第24期 | 2024/01 | 360円 |
| 第25期 | 2025/01 | 380円 |
| 第26期 | 2026/01 | 360円 |
| 設定来累計 | | 3,330円 |

- ※ 分配金は10,000口あたりの税引前の金額
- ※ 分配金は増減したり支払われないことがあります。

期間別騰落率

| 期間 | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 設定来 |
|--------|------|------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド | 2.8% | 0.5% | 11.3% | 27.7% | 71.0% | 241.8% |
| ベンチマーク | 3.6% | 1.6% | 13.5% | 33.5% | 85.3% | 572.4% |

※ 騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

資産別構成

| | 比率 |
|--------|-------|
| 外国株式 | 96.6% |
| 株価指数先物 | 2.4% |

- ※ 比率はマザーファンドへの投資を通じた純資産総額に対する割合です。
- ※ 外国株式には、外国投資証券を含めています。

明治安田欧州株式ファンド
《愛称》ファザン
追加型投信／海外／株式作成基準日：2026年 5月29日
資料作成日：2026年 6月15日

【日本経済新聞掲載名】ファザン

| 株式組入上位5カ国 | |
|-----------|-------|
| | 比率 |
| 1 イギリス | 20.7% |
| 2 フランス | 13.9% |
| 3 スイス | 12.9% |
| 4 ドイツ | 12.6% |
| 5 オランダ | 9.6% |

| 株式組入上位5通貨 | |
|--------------|-------|
| | 比率 |
| 1 ユーロ | 53.5% |
| 2 ポンド | 19.9% |
| 3 スイスフラン | 12.9% |
| 4 スウェーデンクローナ | 4.4% |
| 5 デンマーククローネ | 2.6% |

| 株式組入上位10業種 | |
|--------------------------|-------|
| | 比率 |
| 1 資本財 | 15.2% |
| 2 銀行 | 14.7% |
| 3 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 10.9% |
| 4 公益事業 | 5.5% |
| 5 食品・飲料・タバコ | 5.2% |
| 6 半導体・半導体製造装置 | 5.1% |
| 7 素材 | 5.0% |
| 8 保険 | 4.6% |
| 9 エネルギー | 4.2% |
| 10 一般消費財・サービス流通・小売り | 3.0% |

| 株式組入上位10銘柄 | | | | 銘柄数： 130 |
|-----------------------|------|------------------------|------|----------|
| 銘柄名 | 国 | 業種 | 比率 | |
| 1 ASML HOLDING NV | オランダ | 半導体・半導体製造装置 | 4.4% | |
| 2 HSBC HOLDINGS PLC | イギリス | 銀行 | 2.1% | |
| 3 ROCHE HOLDING AG | スイス | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 2.0% | |
| 4 NOVARTIS AG-REG | スイス | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 2.0% | |
| 5 ASTRAZENECA PLC | イギリス | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 2.0% | |
| 6 NESTLE SA-REG | スイス | 食品・飲料・タバコ | 1.8% | |
| 7 SHELL PLC | イギリス | エネルギー | 1.7% | |
| 8 SIEMENS AG-REG | ドイツ | 資本財 | 1.7% | |
| 9 SAP SE | ドイツ | ソフトウェア・サービス | 1.3% | |
| 10 BANCO SANTANDER SA | スペイン | 銀行 | 1.3% | |

※比率はマザーファンドへの投資を通じた純資産総額に対する割合です。

※業種は、GICS(世界産業分類基準)の分類を用いています。

※株式組入上位5カ国、株式組入上位5通貨、株式組入上位10業種、株式組入上位10銘柄の比率には外国投資証券を含めています。

市場動向

欧州株式相場は月前半はもみ合いとなりましたが後半、米国とイランの停戦に向けた交渉が進展との報道が好感されたことや、旺盛な半導体需要を背景とするAI(人工知能)関連銘柄が主導し、堅調に推移しました。

ユーロは、対円で前月末比下落(円高ユーロ安)しました。月初、日本政府による円買い介入が実施され下落しました。その後はユーロ圏の2026年物価上昇率の見通しが上方修正され、ECB(欧州中央銀行)による次回会合での利上げ観測が強まる中、強含みもみ合いの展開が続きました。ポンドは対円で前月末比下落(円高ポンド安)しました。月初、日本政府による円買い介入が実施され下落しました。その後も英国地方選挙で保守党と労働党の2大政党が議席を減らし、多党化が進展したことによる政治の先行き不透明感などから戻りは限られました。

運用経過

セクターごとに最適な個別ファクターを適用したモデルが算出する最終合成ファクターに従い銘柄選択を行いました。ファンドの超過収益はマイナスでした。セクター別では「IT」、「消費財」セクターなどがマイナスでした。最終合成ファクターの説明力もマイナスで、「IT」、「エネルギー」セクターなどの説明力がマイナスでした。ファクター別では「収益性」、「バリュー」ファクターなどがマイナスでした。個別銘柄ではINFINEON TECHNOLOGIES(半導体・半導体製造装置)やNEBIUS GROUP(ソフトウェア・サービスの非保有などがマイナスに影響しました。

※説明力とは、投資対象ユニバース銘柄について、モデルが示す前月末の個別銘柄の魅力度(アルファ)の順位と、翌月の実際のリターン順位との相関を表した数値です。これがプラス(マイナス)であればモデルやファクターが有効(不済)だったことを示します。

今後の運用方針

引き続き、当社独自のクオンツモデルに基づく運用を行い信託財産の長期的な成長を目指します。

設定・運用は

最終ページの「当資料ご利用にあたっての留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田欧州株式ファンド

《愛称》ファザーン

追加型投信／海外／株式

ファンドの目的

明治安田欧州株式ファンドは、明治安田欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、欧州の株式を主要投資対象とし、長期的な運用を行います。

ファンドの特色

- ◆MSCI ヨーロッパ・インデックス (配当込み、円換算ベース) をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
MSCI インデックスは、MSCI Inc. の知的財産であり、MSCI は MSCI Inc. のサービスマークです。MSCI インデックスに関する著作権、その他知的財産権は MSCI Inc. に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性を MSCI Inc. は何ら保証するものではありません。
- ◆株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ◆組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

分配方針

年1回(1月20日。休業日の場合は翌営業日) 決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 - ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

明治安田欧州株式ファンド 《愛称》ファザーン

追加型投信／海外／株式

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいいます。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入・換金申込不可日 | ロンドンの証券取引所が休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2000年1月28日設定) |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 |

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細についてはお申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 ※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用(信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に対し、年1.43%(税抜1.3%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.495%(税抜0.45%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.825%(税抜0.75%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.11%(税抜0.1%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.43%(税抜1.3%)</td> </tr> </tbody> </table> | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 0.495%(税抜0.45%) | 販売会社 | 0.825%(税抜0.75%) | 受託会社 | 0.11%(税抜0.1%) | 合計 | 1.43%(税抜1.3%) |
|--------------|---|----|--------|------|-----------------|------|-----------------|------|---------------|----|----------------------|
| 配分 | 料率(年率) | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 0.495%(税抜0.45%) | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.825%(税抜0.75%) | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.11%(税抜0.1%) | | | | | | | | | | |
| 合計 | 1.43%(税抜1.3%) | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.011%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただけます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に依りて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田欧州株式ファンド 《愛称》ファザーン

追加型投信／海外／株式

販売会社一覧

※お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 | | | | 備考 |
|---|----------|------------------|---------------------------|------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | | 日本証券 業協会 | 一般社団 法人資産 運用業協 会 | 一般社団 法人第二 種金融業 品取引業 協会 | 一般社団 法人金融 先物取引 業協会 | |
| 銀行 | | | | | | |
| 株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式 会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式 会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | | ○ |
| 株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | | ○ |
| 証券会社 | | | | | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第15号 | ○ | ○ | | ○ |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ ※ |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | | ○ |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ ※ |

※ 現在、新規の販売を停止しております。

明治安田欧州株式ファンド 《愛称》ファザーン

追加型投信／海外／株式

当資料ご利用にあたっての留意事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が運用状況をお知らせすることを目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 投資信託のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。
- 当資料に記載された見解・見通し・投資方針は作成時点における明治安田アセットマネジメント株式会社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 当資料に掲載された個別の銘柄や企業名は参考情報であり、これらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

委託会社、その他関係法人の概要

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。
明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

＜ファンドに関するお問い合わせ先＞
明治安田アセットマネジメント株式会社
フリーダイヤル 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
みずほ信託銀行株式会社

販売会社 ファンドの募集の取扱いおよび解約お申込みの受付等を行います。
販売会社一覧をご覧ください。